



令和5年4月12日現在【第146版】

事業者向け 経済支援制度 **コロナ** **物価高**

※各種支援制度は日々アップデートされています。最新の情報は、各問合せ先にお尋ねください。

4/12 Topics

- ・日本政策金融公庫のコロナ関連融資は、9月1日まで受け付けます。(P.3)
- ・既存の借入が膨らんでいる事業者も、コロナ関連融資をご利用できます。(P.2~3)

各種支援制度の一覧

| 分類 | 対象者等 | 制度名 | 時期 | 詳細 |
|----------------|--------------------------|-------------------------------------|---------------|------|
| 融資 | 売上高が少しでも減少 | ・★セーフティネット貸付【日本公庫】 | 受付中 | P.3 |
| | 売上高が3%以上減少 | ・経営あんしん「環経」【銀行等】 | 3/31 まで | P.2 |
| | コロナ融資からの借換（売上減少要件あり） | ・新型コロナ借換「環コロ借換」【銀行等】 | 3/31 まで | P.2 |
| | 売上高等が5%以上減少(指定業種) | ・セーフティネット保証(5号)「★環セ 80」「経営安定」【銀行等】 | 6/30 まで | P.2 |
| | 売上高が5%以上減少 | ・★特別貸付／★マル経融資／★生活衛生特別貸付／★衛経【日本公庫】 | 3/31 まで | P.3 |
| | 売上高が10%以上減少 | ・★激変対策特別貸付【日本公庫】 | 受付中 | P.3 |
| | 売上高が15%以上減少 | ・★経営改善等支援【銀行等】 | 3/31 まで | P.2 |
| | 売上高が20%以上減少 | ・セーフティネット保証(4号)「★環セ 100」「経営安定」【銀行等】 | 6/30 まで | P.2 |
| 雇用調整 | 雇用調整をした事業者（雇用保険適用） | ・雇用調整助成金／緊急雇用安定助成金【国】 | 受付中 | P.4 |
| | 出向を活用し雇用維持 | ・産業雇用安定助成金【国】 | 受付中 | P.5 |
| コロナ休校（小学校・幼保等） | 子どもが休校等の保護者を雇用 | ・小学校休業等対応助成金【国】 | 12~3月は5/31 まで | P.6 |
| | 子どもが休校等のフリーランス | ・小学校休業等対応支援金【国】 | | |
| テレワーク | 労働局に計画の承認を受けテレワーク実施 | ・人材確保等支援助成金【国】 | 受付中 | P.7 |
| 設備投資・販路拡大 | 革新的技術への設備投資 | ・ものづくり・商業・サービス補助【国】 | 【14次】公募中 | P.7 |
| | ウィズコロナ、ポストコロナへの対策 | ・小規模事業者持続化補助金【国】 | 期限を区切り受付中 | P.7 |
| | IT ツール導入 | ・IT導入補助金【国】 | 期限を区切り受付中 | P.8 |
| | 売上減少ながらも、付加価値向上や規模拡大を目指す | ・事業再構築補助金【国】 | 【9次】受付中 | P.8 |
| 猶予、減免 | 所定の要件を満たす事業者 | ・税や社会保険料等の猶予、減免 | 期限を区切り受付中 | P.10 |
| 各種相談 | 資金繰りや取引、販路拡大、労働相談等 | ・行政、民間の各種相談 | 受付中 | P.11 |

※ ★印のある融資は、信用保証料の助成や利子補給などの制度があります。(各種条件あり)

※ 補助金・助成金は税務上、益金となります。事業の収益状況によっては課税されることがあります。

給付金や補助金を、虚偽の申請により不正に受給することは、詐欺罪などにあたる可能性が高い行為です。受給資格がないにもかかわらず、申請、受給をされた場合は、すぐに給付金・補助金の事務局にご連絡ください。

【市】で時間の記載がないものは、平日 8 時 30 分～17 時 15 分の受付です。

制度融資

(1) それぞれの融資の特徴

| | | | 少ない売上減少率で申込可 | たくさん借りたい | 元本返済をなるべく先に | ゆっくり返済したい | 各種助成制度あり | |
|-----------------|-----------|----------------|---------------|-----------|-------------|-----------|----------|---|
| 銀行等 (信用保証協会) | 一般枠 | 経済環境適応 | ①経営あんしん(環経) | ◎ | ○ | | ○ | |
| | 一般枠・別枠とも可 | | ②伴走支援型特別保証 | | ○ | | ○ | |
| | 別枠 | セーフティネット | ③4号(環セ100) | | ○ | | ○ | ○ |
| | | | ③4号(経営安定)★ | | ◎ | | ○ | |
| | | | ③5号(環セ80) | ○ | ○ | | ○ | ○ |
| | | | ③5号(経営安定)★ | ○ | ◎ | | ○ | |
| 借換 | 経済環境適応 | ④新型コロナ借換(環コ借換) | ○ | ○ | ◎ | ◎ | | |
| 日本政策金融公庫 | | | ⑤セーフティネット貸付 ☆ | ◎ | ◎ | ○ | ○ | |
| | | | ⑥特別貸付 | ○ | ◎ | ◎ | ◎ | |
| | | | ⑦マル経融資 | ○ | | ○ | ◎ | |
| | 生活衛生環経 | | | ⑧生活衛生特別貸付 | ○ | ○ | ◎ | ◎ |
| | | | | ⑨衛経 | ○ | | ○ | ◎ |
| | | | | ⑩激変対策特別貸付 | | | ○ | ◎ |

無印：担保不要 ★印：担保が必要 ☆印：担保の有無を選択可(担保ありの場合利率が下がります)

(2) 銀行の融資(愛知県信用保証協会の制度融資)(網掛は助成制度あり)

| 制 度 名 | 【一般枠】 | | 【別枠】 | | | | 【借換】 |
|------------|---------------------|----------|--------------|-------------|---------------|-------------|----------------------|
| | 経済環境適応資金 ①経営あんしん | ②伴走支援型 | セーフティネット保証 | | | | 経済環境適応資金 ④新型コロナ借換 |
| 略 称 | 環経 | | ③4号 環セ100 | ③5号 環セ80 | ③4号 経営安定 | ③5号 経営安定 | 環コ借換 |
| 限 度 額 | 8,000万円 | 1億円 | 8,000万円 | | 2.8億円(環セと合算) | | 8,000万円 |
| 融 資 期 間 | 運転：1～7年 | 1～10年 | 1～10年 | | ～15年(運転は～10年) | | 運転：1～15年 |
| 据 置 期 間 | 1年以内 | | 1年以内 | | | | 5年以内 |
| 年 利 | 1.2～1.5% | 1.1～1.4% | 1.1%～ | 1.2%～ | 金融機関所定 | | 1.4～1.7% |
| 信用保証料 | 年0.40～1.83% | 年0.85% | 年0.79% | 年0.67% | 年0.80% | 年0.68% | 環セに準ずる |
| 認 定・証 明 | 金融機関の証明 | | 市の認定 | | | | |
| 基 準(売上減少率) | 3%以上 | 15%以上 | 20%以上 | 5%以上 | 20%以上 | 5%以上 | 環セに準ずる |
| 確 認 方 法 | A | E | B、D | B、C、D | B、D | B、C、D | E |
| 期 限 | 3/31 協会 | 3/31 協会 | 6/30 認定申請 | | | | 3/31 |

【確認方法】

- A：最近1か月(融資申込の1～13か月前)とその後2か月間を含む3か月間の売上高を、前年の同期間と比較。
 B：最近1か月の売上高と、その後2か月間を含む3か月間の売上高見込みを、前年の同期間と比較。
 ※前年同月が令和2年2月以降で、既に新型コロナの影響を受けている場合、コロナ前との比較が可能
 C：最近3か月間の売上高を、前年の同期間と比較。
 D：【緩和】業歴3か月以上1年1か月未満、業容拡大や店舗増などで前年との単純比較ができない場合、最近1か月の売上高と、その月を含む最近3か月間の平均売上高を比較
 E：セーフティネット保証の認定を受ける。(②は、5号の場合は15%以上減少での認定か、最近1か月の前年同月売上高がコロナ前決算時と比べ15%以上減少)
 ※A～Dの「売上高」は、建設業では「完成工事高」。
 ※「4号」とは、中小企業信用保険法第2条第5項第4号のことです(5号も同じ)。
 ※「環コ借換」は、「環コロナ対策」「環コつなぎ」「環コ補助」からの借換で利用できます。

【市】認定書一覧



【助成制度について】

| | 信用保証料 |
|-----------------------|--------------------|
| ②伴走支援型特別保証 | 【国】0.2%以上に相当する分を助成 |
| ③セーフティネット(環セ100、環セ80) | 【市】50%助成 |

【市】で時間の記載がないものは、平日 8 時 30 分～17 時 15 分の受付です。

【取扱金融機関一覧】

| | | | |
|----|---|------|---|
| 銀行 | みずほ、三菱UFJ、三井住友、りそな、横浜、第四北越、八十二、北陸、北國、静岡、清水、大垣共立、十六、三十三、百五、滋賀、京都、関西みらい、山口、百十四、伊予、愛知、名古屋、中京 | 信用金庫 | 岐阜、大垣西濃、東濃、愛知、豊橋、岡崎、いちい、瀬戸、半田、知多、豊川、豊田、碧海、西尾、蒲郡、尾西、中日、東春、桑名三重 |
| | | 信用組合 | 豊橋商工、愛知県中央 |
| | | 政府系 | 商工組合中央金庫 |

★問合せ先

愛知県信用保証協会

| | |
|-------------|--|
| 融資申込 | 各金融機関 融資の概要や各種支援制度は、保証協会 Web を参照 |
| 認定 | 一般枠融資： 各金融機関 別枠の融資： 市 産業振興課 融資G （③信用保証料も） 直通電話：0586（28）9132（内線1625、1626） |
| 環コ口補助の利子補給等 | 県 中小企業金融課 融資・貸金業グループ 電話：052（954）6333 平日 8 時 45 分～17 時 30 分 |



（3）日本政策金融公庫等の融資（**網掛**は助成制度あり）

| 金融機関 | 日本政策金融公庫 | | | | | | | |
|---------------|-------------------|-----------------|--------------------|---------|--------------------|--------------------|--------------------|----------------------------|
| | ⑤セーフティネット貸付 | | ⑥特別貸付 | | ⑦マル経融資 (コロナ対策) | ⑧生活衛生特別貸付 | ⑨衛経 | ⑩激変対策特別貸付 |
| 制度名 | 中小事業 | 国民生活事業 | 中小企業 | 国民生活事業 | | | | |
| 限度額 | 7.2億円 | 4,800万円 | 6億円 | 8,000万円 | 1,000万円 | 8,000万円 | 1,000万円 | 旅館業：3,000万円 飲食店：1,000万円 |
| 融資期間 | 運転：～8年 設備：～15年 | | 運転：～15年 設備：～20年 | | 運転：～7年 設備：～10年 | 運転：～15年 設備：～20年 | 運転：～7年 設備：～10年 | 運転：～7年 |
| 据置期間 | 3年以内 | | 5年以内 | | 運転：3年以内 設備：4年以内 | 5年以内 | 運転：3年以内 設備：4年以内 | 2年以内 |
| 年利 | 1.08%～ ※変動あり | 1.83%～ ※変動あり | 1.08% | 1.18% | 1.18% | 1.18% | 1.18% | 1.83%～ ※変動あり |
| 基準 (売上減少率) | 下記 | | 5%以上 | | 5%以上 | 5%以上 | 5%以上 | 10%以上 |
| 確認方法 | ア | | イカウ | | イカウに加え、エ | イカウ | イカウ | イカウ |

【確認方法】

ア：一時的な業況悪化を来しているが、中長期的にはその業況が回復し発展することが見込まれる方で、次の（1）～（4）のいずれかに該当する方

（1）最近3か月の売上が1～4年前の同期比で5%以上減少し、かつ、今後も減少の見込み

（2）最近の決算が、次のいずれかに該当

・売上が5%以上減少、または、総利益額か売上高経常利益率が悪化（前期または前々期比）

・赤字幅は縮小したが、税引前損益か経常損益で損失が発生

・増益だが、前期決算での税引前損益か経常損益における損失で、利益準備金と任意積立金等の合計額を上回る繰越金を有するか債務償還年数15年以上

（3）最近の取引条件が、回収条件の長期化または支払条件の短縮化等で、0.1か月以上悪化

（4）社会的な要因による一時的な業況悪化で、資金繰りに著しい支障を来しているか来すおそれあり

イ：最近1か月の売上高を、1～4年前の同期と比較。ただし、業歴3か月以上1年1か月未満、業容拡大や店舗増などで前年との単純比較ができない場合、①最近1か月を含む最近3か月間の平均売上高、②令和元年12月の売上高、③令和元年10～12月の平均売上高のいずれかと比較

ウ：債務償還年数が13年以上

エ：商工会議所、商工会または都道府県商工会連合会が実施する経営指導及びその長の推薦を受けていること

【**助成制度**について】利下げと利子補給の組み合わせにより、実質無利子化されるものがあります。

| | 当初3年間、利率-0.9%の枠 | 利子補給 |
|---------------|--------------------------------|---|
| ⑤セーフティネット貸付 | — | 【市】個人向け：当初1年間、30% |
| ⑥特別貸付 | ・中小向け：3億円まで ・個人向け：6,000万円まで | 【国】左記の枠について、次に当てはまれば、当初3年間100% ・小規模事業者（個人）：全員 ・小規模事業者（法人）：売上減少率15%以上 ・中小企業等：売上減少率20%以上 ※個人向けは⑥～⑩で共通枠（上限6,000万円） ※中小向けは3億円まで（⑥のみ） |
| ⑦マル経融資 | ・1,000万円（全枠） | |
| ⑧生活衛生特別貸付 | ・6,000万円まで | |
| ⑨衛経 | ・1,000万円（全枠） | |
| ⑩衛生環境激変対策特別貸付 | ・振興計画ありの場合のみ | |

(独) 中小機構



【市】で時間の記載がないものは、平日 8 時 30 分～17 時 15 分の受付です。

⑥～⑩及び商工中央金庫の利子補給については、令和 4 年 9 月末までの融資受付分が対象です。申請書は、貸付を行った金融機関から順次、交付・郵送します。令和 5 年 9 月末で利子補給の受付を終了します。

日本政策金融公庫
トップページ

★問合せ先

| | |
|-------------|---|
| 日本政策金融公庫 | 事業資金相談ダイヤル 電話：0120(154)505 平日9時～19時 日本政策金融公庫 一宮支店 電話：0586(73)3131 平日9時～17時 密回避のため、郵送、インターネットでの融資申込をご活用ください。 (右の二次元コード/URLからご確認ください) |
| ⑤利子補給 | 市 活力創造部 産業振興課 融資グループ 直通電話：0586(28)9132 (内線 1625、1626) |
| ⑥～⑩ 利子補給 | (独) 中小企業基盤整備機構 電話：0570(060)515 平日9時～17時 |



雇用調整（人件費の補填）

（1）雇用調整助成金【国】

| | | |
|------|--|--|
| 概要 | 事業縮小を余儀なくされた事業主が、雇用を維持するために要した休業手当に対して助成を行います。 | |
| 対象者 | 売上高等が 10%以上悪化し、従業員を休業させ、休業手当を支払った 雇用保険適用事業主 ※雇用保険被保険者でない従業員は「緊急雇用安定助成金」の対象 | |
| 対象期間 | 1 年間で 100 日(コロナ特例措置利用の場合は 1 年以上経過すること) | |
| 助成額等 | 期間初日 令和 4 年 12～令和 5 年 3 月 助成率 【中小事業者】3分の2 / 【大企業】2分の1 日額上限 8,355 円(別途職業訓練加算あり) | ※1 緊急対応期間の助成率・日額上限上乗せは、令和 5 年 1 月分で終了しました。 ※2 雇用調整助成金の特例措置、緊急雇用安定助成金(雇用保険の被保険者ではないアルバイト等を対象とした助成金)は 3 月 31 日で終了しました。5 月 31 日まで受付。 |
| 申請期間 | 月次での申請です。雇用調整期間から原則 2 か月以内に申請。 | |
| 申請先 | 次のいずれかに持参もしくは郵送、またはオンライン(右二次元コード/URL) 〒461-0003 名古屋市中区錦 2-14-25 ヤマイチビル 11F 愛知労働局 あいち雇用助成室 〒491-8509 一宮市八幡 4 丁目 8 番 7 号(郵送の場合住所不要) 一宮公共職業安定所(ハローワーク一宮) 企業支援部門 | |
| 問合せ先 | 雇用調整助成金コールセンター 電話：0120(603)999 全日9時～21時 愛知労働局 あいち雇用助成室 電話：052(219)5518 平日8時30分～17時15分 | |

助成金概要



オンライン申請



【市】で時間の記載がないものは、平日 8 時 30 分～17 時 15 分の受付です。

(3) 産業雇用安定助成金（雇用維持支援コース）【国】

産業雇用安定
助成金制度概要



| | | | |
|---------|---|------------------------|-------------|
| 概要 | 新型コロナウイルスの影響で一時的に事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、 出向元と出向先の双方の事業主に対して助成 を行います。 | | |
| 出向の定義 | <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスの影響による一時的な事業活動の縮小を受け、雇用調整を目的で行うものであり、期間終了後はもとの事業所で勤務 ・出向先で、いわゆる「玉突き出向」をしない など | | |
| 対象労働者 | 次の1～4をすべて満たし、かつ上記の出向を行った者 1. 出向開始前日の時点で、出向元に雇用保険被保険者として6か月以上雇用されている 2. 解雇を予告されていない、または離職の予定がない 3. 日雇労働被保険者ではない 4. 併給調整の対象となる、他の助成金などの支給対象ではない | | |
| 対象事業主 | 【出向元】 「出向の定義」に基づく出向で、「対象労働者」を送り出す事業主 【出向先】 「対象労働者」を受け入れる事業主（労働者500人まで） | | |
| 助成率・助成額 | ●出向運営経費 ：出向元と出向先が負担する賃金、教育訓練、労務管理に関する調整経費など（出向元と出向先の合計で 12,000円/日 が上限） | | |
| | | 中小企業 | その他 |
| | 出向元で労働者の解雇等「なし」 | 10分の9 | 4分の3 |
| | 出向元で労働者の解雇等「あり」 | 5分の4 | 3分の2 |
| | 出向元・先に従属関係（子会社等） | 3分の2 | 2分の1 |
| | ●出向初期経費 ：就業規則や出向契約書の整備費、出向元の事前教育訓練費、出向先が受け入れのための機器や備品の整備費など | | |
| | | 出向元 | 出向先 |
| | 助成額 | いずれも1人あたり10万円 | |
| | 加算額(※) | いずれも1人あたり5万円 | |
| | ●復帰後 off-JT ：出向元が対象労働者に対し実施する、出向先で得たスキルや経験をブラッシュアップさせる off-JT 訓練の経費とその期間中の賃金の一部を助成 | | |
| | 経費 | 実費（上限：30万円/人） | |
| | 賃金 | 1人あたり900円/時間（上限：600時間） | |
| 助成対象期間 | 出向運営経費：令和6年3月末まで（最長730日） 出向初期経費：令和3年1月1日以降のもの | | |
| 申請先 | 次のいずれかに、 出向元が提出 （郵送またはオンライン）。なお、申請の単位は月単位で任意に設定（最長6か月分まで）できます。 〒461-0003 名古屋市中区錦2-14-25 ヤマイチビル11F 愛知労働局 あいち雇用助成室 〒491-8509 一宮市八幡4丁目8番7号（郵送の場合住所不要） 一宮公共職業安定所（ハローワーク一宮）企業支援部門 | | |
| 申請時期 | 出向終了日から2か月以内にご申請ください。 | | |
| 問合せ先 | 学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター 電話：0120(60)3999 全日9時～21時 愛知労働局 あいち雇用助成室 電話：052(219)5518 平日8時30分～17時15分 | | |
| サポート | （公財）産業雇用安定センターでは、一時的な人員の過不足を「出向」を活用して雇用を守りながら解決しようとする場合に、双方の企業に対して無料でマッチングを行っています。詳しくは下記にお尋ねください。 （公財）産業雇用安定センター 愛知事務所 〒450-0003 中村区名駅2-14-19 住友生命名古屋ビル4階 電話：052(583)8876 | | |

オンライン申請



【市】で時間の記載がないものは、平日 8 時 30 分～17 時 15 分の受付です。

新型コロナによる小学校等の休業等への対応

助成金概要
事業主向け



https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_kyufukin/pageL07_00002.html

(1) 小学校休業等対応助成金・支援金【国】

| 概要 | 小学校の休業等により出勤できない労働者の人件費を助成します。 ※令和 5 年 4 月から、両立支援等助成金（育児休業等支援コース（新型コロナ対応特例））となります。 | | | | | | | | |
|--------------|--|---------|--|----|-----------|--------|--------------|---------|---------|
| 助成対象者 | 次の（１）、（２）のいずれかに該当する者 （１）有給休暇を取得した 対象保護者 を雇う事業主 （２）決まっていた仕事がキャンセルになった フリーランスの対象保護者 | | | | | | | | |
| 対象保護者とは | 次の A、B いずれかの子どもがいる保護者 A.新型コロナ対策のために、通学する小学校等が臨時休校した子ども B.新型コロナに感染した（感染疑い及び濃厚接触者を含む）子ども | | | | | | | | |
| 助成額 | 事業主：有給休暇の間の賃金×10分の10 フリーランス：1日当たり以下の定額 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>期間</th> <th>事業主（日額上限）</th> <th>フリーランス</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和 5 年 3 月まで</td> <td>8,355 円</td> <td>4,177 円</td> </tr> </tbody> </table> 緊急事態宣言、まん延防止等重点措置が適用されている地域は、日額上限を事業主：12,000 円、フリーランス：6,000 円に引き上げ | | | 期間 | 事業主（日額上限） | フリーランス | 令和 5 年 3 月まで | 8,355 円 | 4,177 円 |
| 期間 | 事業主（日額上限） | フリーランス | | | | | | | |
| 令和 5 年 3 月まで | 8,355 円 | 4,177 円 | | | | | | | |
| 申請期間 | 5 月 31 日までに申請（ 必着 ） | | | | | | | | |
| 申請先（本社が愛知県内） | 〒460-8507 名古屋市中区三の丸 2 丁目 5 番 1 号 愛知労働局 雇用環境・均等部 企画課（助成金担当） | | | | | | | | |
| 直接申請 | 事業主が本事業を活用せず欠勤扱いになる場合、対象保護者ご自身で申請することも可能です。 コールセンターまたは特別相談窓口にご相談ください。 特別相談窓口（愛知） 電話：052（857）0312 平日 8 時 30 分～17 時 15 分 | | | | | | | | |
| 問合せ先 | 学校等休業助成金・支援金コールセンター 電話：0120（876）187 全日 9 時～21 時 | | | | | | | | |

助成金概要
フリーランス向け



https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10231.html

テレワーク

(1) 人材確保等支援助成金（テレワークコース）【国】

| | |
|----------|---|
| 対象者 | テレワーク実施計画を作成し、労働局の認定を受けた者 |
| 補助額 | 【機器等導入助成】＋【目標達成助成】で、経費の最大 65% ※対象人数等による上限あり |
| 申請先・問合せ先 | 愛知労働局 雇用環境・均等部 企画課 〒460-8507（住所不要） 電話：052（857）0313 平日 8 時 30 分～17 時 15 分 |

テレワークコース



https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/telework_zyosei_R3.html

あいちテレワーク
サポートセンター

(2) あいちテレワークサポートセンター

| | |
|------|--|
| 概要 | テレワークについての各種相談や情報収集、テレワーク体験、セミナー受講などができます。積極的にご活用ください。 |
| 問合せ先 | 電話：052（581）0510 平日 9 時～17 時 メール：aichi-telework@pasona.co.jp |



<https://aichi-telework.pref.aichi.jp/>

【市】で時間の記載がないものは、平日 8 時 30 分～17 時 15 分の受付です。

設備投資等への補助制度

(1) 生産性革命推進事業【国】

通常枠に加え、賃上げ枠やグリーン枠なども設定があります。

① ものづくり・商業・サービス補助

| | | | | |
|---|---|----------------|----------------|----------------|
| 対象者 | 中小企業・小規模事業者等 | | | |
| 補助概要 | 枠 | 類型 | 補助率 | 補助上限 |
| | 通常 | | 中小 1/2、小規模 2/3 | 750～1,250 万円 |
| | 賃上げ・雇用拡大 | | 2/3 | |
| | デジタル | | | |
| | グリーン | エントリー | 2/3 | 750～1,250 万円 |
| | | スタンダード | | 1,000～2,000 万円 |
| アドバンス | | 2,000～4,000 万円 | | |
| グローバル展開 | | 中小 1/2、小規模 2/3 | 3,000 万円 | |
| <ul style="list-style-type: none"> 補助上限は従業員の人数によって変動します。 大幅賃上げ加算として、いずれも最大 1,000 万円を上乗せできます。 | | | | |
| 補助要件 | 以下の基本要件を満たす 3～5 年の事業計画の策定及び実行 | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> 付加価値額 +3%以上/年 給与支給総額+1.5%以上/年 事業場内最低賃金≥地域別最低賃金+30 円 | | | | |
| 応募締切 | 【14 次】申請受付中（4 月 19 日 17 時まで） | | | |
| 応募方法 | 電子申請（右の二次元コードから/G ビズ ID が必要） | | | |
| 問合せ先 | ものづくり補助金事務局 電話：050（8880）4053 平日 10 時～17 時 要領について：monohojo@pasona.co.jp 申請について：monodukuri-r1-denshi@gw.nsw.co.jp | | | |

経済産業省



<https://www.meti.go.jp/covid-19/index.html>

もの補助



<http://portal.monodukuri-hojo.jp/>

② 小規模事業者持続化補助金

| | | | |
|------|---|---------------|--|
| 対象者 | 販路拡大に取り組む小規模事業者等 | | |
| 補助概要 | 別表のとおり | | |
| 応募締切 | 【12 次】6 月 1 日 | 【13 次】9 月 7 日 | |
| 応募先 | 締切 1 週間前を目処に、一宮商工会議所、尾西・木曾川商工会のいずれかに提出（管轄地区による） | | |
| 問合せ先 | 愛知県商工会連合会 電話：052（562）0041 平日 9 時～17 時 日本商工会議所 電話：03（6632）1502 平日 9 時～17 時（昼除く） | | |

日商持続化（通常）



<https://r3.jizoku.kahojokin.info/>

全国連持続化（通常）



https://www.shokokai.or.jp/jizokukuka_r1h/

【別表】補助概要（いずれか 1 種類のみ申請できます）

| 類型 | 補助率 | 補助上限 | 要件 |
|-----|--------|--------|-----------------------------|
| 通常枠 | 2/3 | 50 万円 | — |
| 特別枠 | 賃金引上げ枠 | 最大 3/4 | 200 万円 |
| | 卒業枠 | 2/3 | |
| | 後継者支援枠 | | 「小規模事業者」の定義よりも雇用人数を増やす（＝卒業） |
| | 創業枠 | | アトツギ甲子園においてファイナリストに選出 |
| | | | 過去 3 年以内に「特定創業支援等事業の支援」を受ける |

※インボイス特例を満たしている場合は、50 万円を上乗せ

【市】で時間の記載がないものは、平日 8 時 30 分～17 時 15 分の受付です。

③ IT 導入補助金

| | |
|------|--|
| 対象者 | 中小企業・小規模事業者等 |
| 補助概要 | 別表のとおり |
| 応募期間 | 3月28日受付開始 |
| 応募方法 | 電子申請（G ビズID が必要です） |
| 問合せ先 | IT 導入支援 事業コールセンター 電話：0570（666）424 平日 9 時 30 分～17 時 30 分 |

IT 導入補助



【別表】補助概要

| 種類 | 補助対象 | 補助額：補助率 | 補助上限 | 賃上 |
|-------------|-----------------|----------------------------|-----------------|----|
| 通常【A】 | 労働生産性向上の IT ツール | 5～150万円：1/2 | | 加点 |
| 通常【B】 | | 150～450万円：1/2 | | 必須 |
| セキュリティ対策推進 | サービス利用料（最大2年分） | 5～100万円：1/2 | | |
| デジタル基盤導入 | ソフトウェア | ～50万円：3/4 50～350万円：2/3 | | |
| | ハードウェア | 1/2 | 10～20万円 | |
| 複数社連携 IT 導入 | ①基盤導入（ソフト） | 5～50万円：3/4 50～350万円：2/3 | ① ② 合計で 3,000万円 | |
| | ②分析システム | 50万円×参加事業者数：2/3 | | |
| | ③とりまとめ | (①+②)×10%：2/3 | 200万円 | |
| | ④基盤導入（ハード） | 1/2 | 10～20万円 | |
| | ⑤分析ツール（ハード） | | なし | |

（3）事業再構築補助金【国】

補助概要

| 枠 | 人数※1 | 補助額※1 | 補助率※1 |
|------------------|-----------------|------------------------|--------------------------|
| ①成長枠 | 20人～ | 100～7,000万円 | 1/2～2/3※2 (1/3～1/2※2) |
| ②グリーン成長枠（エントリー） | 20人～ | 100万円～ 8,000万円（1億円） | |
| ③グリーン成長枠（スタンダード） | — | 100万円～ 1億円（1.5億円） | |
| ④卒業促進枠 | 成長枠・グリーン成長枠に準じる | | 1/2（1/3） |
| ⑤大規模賃金引上促進枠 | — | 100～3,000万円 | 3/4（2/3） |
| ⑥産業構造転換枠 | 20人～ | 100万円～7,000万円 | 2/3（1/2） |
| ⑦最低賃金枠 | — | 100万円～1,500万円 | 3/4（2/3） |
| ⑧物価高騰対策・回復再生応援枠 | — | 100万円～3,000万円 | 2/3（1/2）※3 |

※1 中小事業者（括弧内は中堅企業）

※2 大規模な賃上げを行う場合

※3 従業員数によって補助上限額が異なります

| | |
|-----|---|
| 概要 | 新分野開拓や業態転換、事業・業種転換、事業再編やそれに伴う規模拡大を目指す事業者を支援するため、補助を行います。 |
| 対象者 | 次の1～3をすべて満たす中堅企業、中小事業者等 1. 令和2年4月以降の連続6か月のうち、任意の3か月（不連続可）の合計売上が、コロナ以前（平成31年1月～令和2年3月）の同月比で10%以上減少 2. 認定経営革新等支援機関と事業計画を策定（付加価値額の年率平均3%（グリーン成長枠は5%）以上の増加の達成等を見込む） |

再構築補助金



【市】で時間の記載がないものは、平日 8 時 30 分～17 時 15 分の受付です。

| | |
|--------|---|
| | <p>3. 概要の「枠」に対応する（マル数字）以下の追加要件を満たすこと （①通常枠は追加要件はありません）</p> <p>【追加要件】</p> <p>②：事業計画期間中、事業所内最低賃金を年平均 45 円/時以上引き上げ、かつ従業員数を年平均 1.5%（初年度は 1.0%）以上増やす</p> <p>③：令和 3 年 10 月以降のいずれかの月の売上高が、前年（前々年）同月比で 30%以上減少。</p> <p>④：令和 2 年 4 月以降のいずれかの月の売上高が、前年（前々年）同月比で 30%以上減、もしくは付加価値額が 45%以上減 かつ所定の期間で 3 か月以上、地域内最低賃金+30 円/時以内で働く従業員が、全体の 10%以上</p> <p>⑤：グリーン成長戦略「実行計画」14 分野のいずれかの課題解決の取組（ただし事業再構築補助金の需給実績がある場合は、それとは違う取組であること）</p> |
| 補助対象経費 | ・建物費、機械装置・システム構築費（リース料含む）、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、知的財産権等関連費、外注費、研修費、広告宣伝・販促費 |
| その他 | ②～⑤で応募し不採択となった場合は、①の審査に自動で回ります。 |
| 応募期間 | 【9次】1月16日～公募中 |
| 応募方法 | 電子申請（G Biz ID が必要です） |
| 問合せ先 | <p>事業再構築補助金事務局コールセンター</p> <p>電話：0570（012）088 平日9時～18時</p> |

支払の猶予・減免

（1）国税・県税・市税の徴収猶予【国・県・市】

| | |
|----------|--|
| 対象者 | <p>新型コロナの影響等により次の（1）～（4）のいずれかに該当し、国税または地方税を一時に納付することができない方</p> <p>（1）新型コロナ対応（消毒等）により財産に相当な損失が発生</p> <p>（2）納税者本人または生計を一にする家族が新型コロナに罹患</p> <p>（3）事業を廃止または休止</p> <p>（4）事業に著しい損失が発生</p> |
| 対応 | <p>税徴収の猶予が認められた場合、以下の措置が受けられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納税の猶予（原則として1年以内） ・新規の督促や差押え、換価等の処分は実施しません ・既に差押えを受けている場合、申請により解除されることがあります ・延滞税（延滞金）の減免 <p>（【国税】納税の猶予：国税通則法第46条、換価の猶予：国税徴収法第151条、151条の2） （【地方税】徴収の猶予：地方税法第15条）</p> |
| 手続き | <p>次のそれぞれの窓口にご相談ください。</p> <p>申請は感染拡大防止のため、郵送または eLTAX をご利用ください。</p> |
| 問合せ先・申請先 | <p>【国税】一宮税務署 〒491-8502（住所不要） 電話：0586（72）4331 平日8時30分～17時15分</p> <p>【県税】西尾張県税事務所 〒491-8506（住所不要） 電話：0586（45）3168 平日9時～17時15分</p> <p>【市税】市 財務部 納税課 〒491-8501（住所不要） 直通電話：0586（28）8968</p> |

国税



県税



市税



【市】で時間の記載がないものは、平日 8 時 30 分～17 時 15 分の受付です。

国民年金



厚生年金



上下水道
支払い猶予



(2) 社会保険料に関するもの

| | |
|------|--|
| 対応 | <p>【国民年金】保険料免除等の水準まで減収見込みの場合、納付免除の申請ができます。令和 5 年 6 月までの分（学生納付特例は令和 5 年 3 月）が対象の予定です。</p> <p>※納期限から 2 年経過まで申請可</p> <p>【厚生年金】一時納付が困難な場合、「換価」「納付」の猶予の申請可（納期限までにご申請ください）</p> |
| 手続き | <p>申請書を下記に郵送</p> <p>様式や添付書類については、二次元コード/URLからご確認ください。</p> |
| 問合せ先 | <p>一宮年金事務所 〒491-8503（住所不要）</p> <p>電話：0586（45）1418 平日 8 時 30 分～17 時 15 分</p> |

(3) 公共料金、その他

① 上下水道料金の支払い猶予【市】

| | |
|--------------|---|
| 対象 | <p>新型コロナの影響で収入が大きく減少するなどし、料金支払が困難な方</p> |
| 措置概要 | <p>料金の当初納期限を延長します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和 4 年 8 月～令和 5 年 7 月検針分 いずれも 6 か月延長 <p>なお、当初納期限から 6 か月を経過した料金は猶予を受けることができません。</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請書を「申請先」に郵送してください。 |
| 問合せ先 ・申請先 | <p>一宮市 水道お客さまセンター</p> <p>〒491-0916 一宮市観音寺 1 丁目 4 番 4 号</p> <p>直通電話：0586（28）8622（内線 7440、7441）</p> |

経営に関する相談先

(1) 資金繰りについて

| | | |
|---------------------|--------------|--------------|
| 愛知県信用保証協会 | 0120（454）754 | 平日 9 時～17 時 |
| 商工中金 相談窓口 | 0120（542）711 | 全日 9 時～17 時 |
| 日本政策金融公庫 一宮支店 | 0586（73）3131 | 平日 9 時～17 時 |
| 日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル | 0120（154）505 | 平日 9 時～19 時 |
| 中小企業金融相談窓口 | 0570（783）183 | 平日 9 時～17 時 |
| 金融庁相談ダイヤル | 0120（156）811 | 平日 10 時～17 時 |

(2) 設備投資、販路拡大、その他経営全般について

| | | |
|--------------|--------------|--------------------------|
| 愛知県中小企業団体中央会 | 052（485）6811 | 平日 9 時～12 時、13 時～17 時 |
| 一宮商工会議所 | 0586（72）4611 | 平日 9 時～17 時 |
| 尾西商工会 | 0586（62）9111 | 平日 8 時 30 分～17 時 15 分 |
| 木曾川商工会 | 0586（87）3618 | 平日 8 時 30 分～17 時 15 分 |
| 愛知県よろず支援拠点 | 052（715）3188 | 平日 9 時～17 時、休日 10 時～17 時 |
| 愛知県商工会連合会 | 052（562）0030 | 平日 9 時～12 時、13 時～17 時 |

【市】で時間の記載がないものは、平日 8 時 30 分～17 時 15 分の受付です。

(3) 下請、取引上の悩みについて

| | | |
|-----------------|----------------|-----------------------|
| 下請かけこみ寺 | 0120 (418) 618 | 平日 9 時～12 時、13 時～17 時 |
| 中部経済産業局 下請 G メン | 052 (951) 2860 | 平日 9 時～17 時 |

(4) 雇用について

| | | |
|-----------------|--------------------|-----------------------|
| ハローワークー宮 企業支援部門 | 0586 (45) 2048 31# | 平日 8 時 30 分～17 時 15 分 |
|-----------------|--------------------|-----------------------|

◆更新情報

【4 月 12 日版】

- ・ 4 月以降の支援制度について整理しました。

【3 月 1 日版】

- ・ 繊維事業者向けの電気・都市ガス価格高騰に対する補助を実施しています。

【2 月 15 日版】

- ・ 日本政策金融公庫等の融資対象者に、「債務償還年数が 13 年以上」が加わりました。売上は回復傾向にあるものの既存の借入が膨らんでいる事業者の方にもご利用いただけます。

【1 月 27 日版】

- ・ 各種補助金等の日程を更新しました。

【1 月 12 日版】

- ・ 上下水道料金の支払い猶予の対象が、令和 5 年 7 月検針分まで延長されました。

【1 月 4 日版】

- ・ 生産性革命推進事業の申請日程を更新しました。